

林業普及指導実施方針

令和3年4月改正

第1 趣旨

本県の林業普及指導事業は、これまで半世紀以上に亘る森林所有者等に対する技術・知識の普及と森林施業に関する指導等を通じ、林業技術の改善、経営の合理化、森林の整備等を促進し、地域の林業振興に極めて重要な役割を果たしてきた。

これらの取組の結果、本県の森林資源は人工林の多くが保育・間伐の時代を経て本格的な利用段階を迎えており、“木を使い・植え・育てる”という循環の仕組みを定着させていくことが求められている。

このような動きを本格的なものとし、一層の森林整備と林業の成長産業化を図っていくためには、林業普及指導員による高度な経営指導・技術支援が不可欠であり、国では森林・林業政策の指針である「森林・林業基本計画」の改定（平成28年5月）や、森林法の一部改正（同年5月）により、新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化や面的なまとまりをもった森林経営の促進等による国産材の安定供給に向けて、林業普及指導事業の充実・強化等を図っている。

一方、県では東日本大震災以降、本県の森林、林業・木材産業の復旧と再生に向けた取組を最優先で進めており、その結果、創造的復興の進展とともに、震災前にはなかった新たな取組が各地で現れている。

また、「森林経営管理制度」（平成31年4月）に基づく取組が、市町村において着実に進んできたほか、林業の担い手対策の強化に向け設立された「みやぎ森林・林業未来創造機構」（令和2年12月）の下で、今年度には、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」等の取組が開始されることとなっている。

このような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業は、「森林・林業基本計画」や「森林経営管理制度」をはじめとする国の政策とも呼応しながら、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の目標達成に向け、より積極的に活動を展開していくこととしており、その活動の基本的事項を定める林業普及指導実施方針を改正することとする。

第2 普及指導活動の課題

これまで林業普及指導事業は、個々の森林所有者への指導・助言や森林組合等林業事業者に対する技術支援を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の達成に必要な技術的援助等の協力のほか、幅広い関係者のコーディネートを図りながら、地域の実情に応じた森林整備・保全や林業経営の合理化の推進などの多様な取組を行ってきた。

近年、長期に亘る立木価格の低迷等から森林所有者の経営意欲は減退しており、森林整備や林業振興に関する施策及び関係事業を着実に実行していくためには、これまで以上の林業普及指導員による高度で幅広い経営指導・技術支援等が不可欠である。

今後、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や地域材利用の促進に向けた幅広い関係者のコーディネート、林業事業者及び新たな担い手の育成に重点的に取り組む必要がある。

一方、普及客体からのニーズが高度化・多様化する中、一般行政事務の増大や関係予算の縮減など、本来の普及指導事業に求められる活動・取組への制約も大きくなっていることから、今後の普

及指導活動にあつては、事業や取組の推進役・先導役となる組織・人材等を見極め、これを重点的に支援、指導するといった、効果的かつ行政効率の高い活動を展開していく必要がある。

さらに、地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向け、その重要な推進主体となる市町村に対して必要かつ適切な技術的援助を積極的に行っていく必要がある。

第3 普及指導活動のテーマ

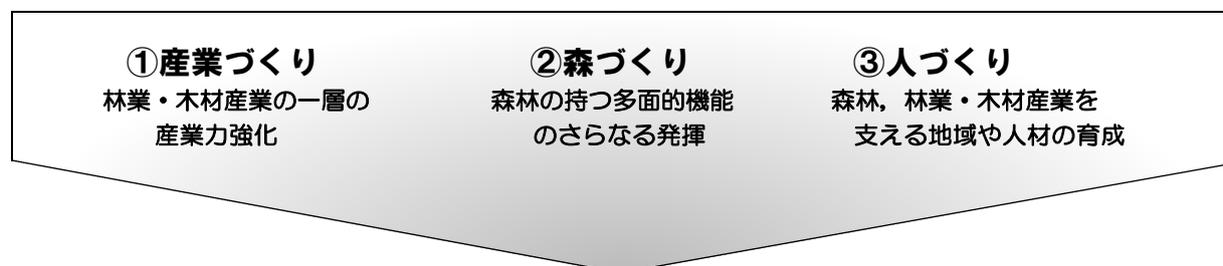
今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、前述した諸課題を踏まえながら、林業の成長産業化（「産業づくり」、「人づくり」）や地域の森林整備・保全（「森林づくり」）を主な活動のテーマとする。

【森林・林業を取り巻く課題と普及指導活動のテーマ及びその目標】

【 政 策 課 題 】

- 林業・木材産業の一層の産業力強化
- 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮
- 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

【普及指導活動のテーマ】



【実現目標】

□ 「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」

【 森 林 ・ 林 業 基 本 計 画 の 実 現 】

第4 普及指導活動の方法

第3の普及指導活動のテーマに対する取組の実施に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術と知識及び経験に基づき、「構想の作成」、「合意形成」、「構想の実現」の手順で地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合

的な視点に立ち、森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

特に、市町村と積極的に連携するとともに、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら市町村の自主性を生かすよう留意しつつ、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう支援する。また、林業事業体における森林施業プランナー等への指導・助言等を行いつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

(1) 地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の作成への協力

計画的で実効性のある森林施業を推進するため、地域の実情に即した公的な計画である市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成等に当たって、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町村に対し積極的に協力する。

(2) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

ア 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進、合板向け県産材の安定供給等のほか、公共施設や民間施設の木造・木質化の促進、新たな木製品の開発・普及等に向け、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター等の運営及び活動支援等を行う。

イ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

原木しいたけ（露地栽培）やたけのこなどの放射性物質の影響による出荷制限の解除に向けた生産管理指導や6次産業化による魅力ある商品の開発、ハタケシメジの生産技術の指導を展開するとともに、近年の健康志向への高まりを背景に若年層を中心とした消費拡大に向けて、試食会や生産者交流会等の開催を積極的に支援する。

ウ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ林産物のモニタリングや、放射性物質の影響を低減するための栽培管理を指導するとともに、放射性物質汚染の低減化等に関する情報提供等を行い、特用林産物の出荷制限解除や安全な他県産しいたけ原木の確保など、生産再開に向けた支援に努める。

エ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材、土木資材、家具・楽器等の新製品開発を支援するとともに、CLT（直交集成板）部材の利用及び普及、オフセット・クレジットや森林認証制度取得など自治体や企業等とも連携しながら、新たな木材産業の育成に努める。

オ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

木質バイオマス発電を活用した地域循環型の中小バイオマス活用施設や、農業用木質バイオマスボイラーなどの施設整備が進められていることから、その他の地域への情報発信や施設整備に対する技術指導により、未利用木質資源の利用を支援する。

(3) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

ア 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成

森林資源を活かした「林業の成長産業化」に向けて、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術の検証と指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用を図り、市町村と連携しながら森林所有者及び素材生産業者等に対して、適正な伐採方法及び植栽による再造林について指導を行う。

イ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進

森林施業の集約化に向けて、森林経営計画の作成・実行を進めるため、市町村森林整備計画の実行管理及び森林組合等の林業事業体と森林総合監理士等との連携による計画作成主体への支援・指導に努める。また、「森林経営管理制度」の実行を担う市町村の取組を支援する。

ウ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐の推進に関しては、施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システ

ムを導入しながら、一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進するとともに、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催など実効性のある取組を進める。

エ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森林づくりに向けて、震災の影響により被害が激増した松くい虫被害の効果的な防除に引き続き努めるほか、被害が増加傾向にあるナラ枯れやニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮剥ぎ等については、新たな防除技術などについて現地での調査・検証を進める。

(4) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

ア 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修を実施又は支援し、林業事業体における人材の育成に努める。また、自伐林家やU I J ターン者を新たな担い手として育成する。

イ 意欲ある森林所有者(林家)や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、各種活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導などに努めるほか、県民に分かりやすい情報提供を行う。また、意欲ある林業研究グループが実施する高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援する。

ウ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、CSR(企業の社会的責任)活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に努める。

エ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援

みやぎ森林・林業未来創造機構における林業・木材産業分野における就業環境の向上と人材の確保・育成の取組の推進に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の人材育成プログラムの作成と実施を支援していく。

第5 林業普及指導員の配置等

(1) 普及指導区の設定

地域の要請・実情を踏まえながら、必要な普及指導を適切かつ効果的に推進するため、地方振興事務所及び地域事務所を単位とする普及指導区を設ける。

(2) 林業普及指導職員の適切な配置

第3及び第4で記述した普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状と課題を的確に把握し、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られるよう各地域に適切に配置するとともに、当該業務を総括する者(地区総括)を配置する。また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた必要な活動を効率的・効果的に実施するため、森林計画、造林、森林土木、林産等の関連する職員との連携など指導体制の強化を図る。

さらに、県全域を担当する林業普及指導員を林業技術総合センター(以下「センター」という。)に配置するほか、特に、森林総合監理士及び林業革新支援専門員の配置について次のように配慮する。

ア 森林総合監理士

市町村からの求めに応じて市町村森林整備計画の作成支援やその実行・管理など必要な技術援助等を行う森林総合監理士を、センター及び各普及指導区に配置する。

イ 林業革新支援専門員

重要施策の推進や県の普及指導事業及び普及組織を統括する林業普及指導員を、林業革新支援専門員としてセンターに配置する。

第6 林業普及指導員の資質の向上

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動が適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との合意形成能力等について資質向上を図る。

(1) 林業普及指導員研修の強化

林業普及指導員及び森林総合監理士の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な技術・知識のほか、実践的な指導能力の向上に関する研修会等を、経験・経歴に応じて、段階的・体系的に実施する。この際、試験研究機関や行政・教育機関とも連携し、研修の専門性、現地適応性を確保する。

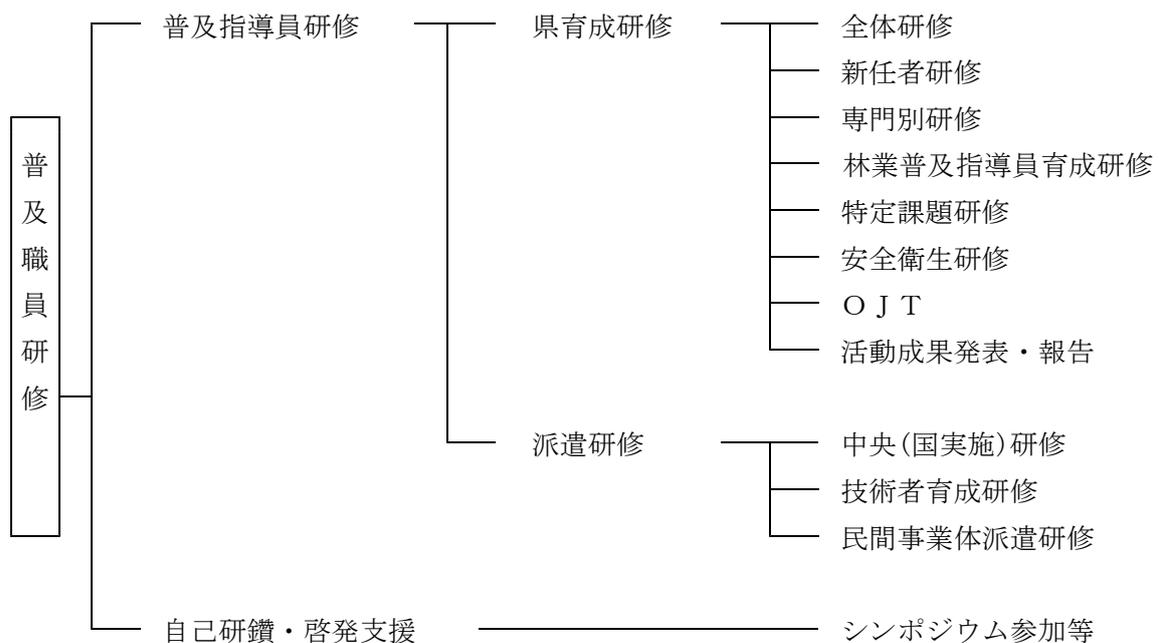
なお、林業一般区分の林業普及指導員については、計画的に県や国で行う研修等を受講し、森林総合監理士としての登録を目指す等、積極的に森林総合監理士の増員を図る。

さらには、林業人材育成ステップアップ研修など県が行う林業人材の養成研修や、みやぎ森林・林業未来創造カレッジの人材育成プログラム等の実施支援を行うとともに、国等が行う森林総合監理士や技能者養成研修等への積極的な参加促進と併せて、自己研鑽に努めながら技術・知識の向上を図る。

(2) 人材交流の促進

林業普及指導員が地域の森林、林業・木材産業の現状と課題を把握し、林業の成長産業化に向けた構想の作成・実現に必要な現場指導能力を向上させるため、林業関係団体・事業体への派遣研修を推進する。

(3) 研修の体系

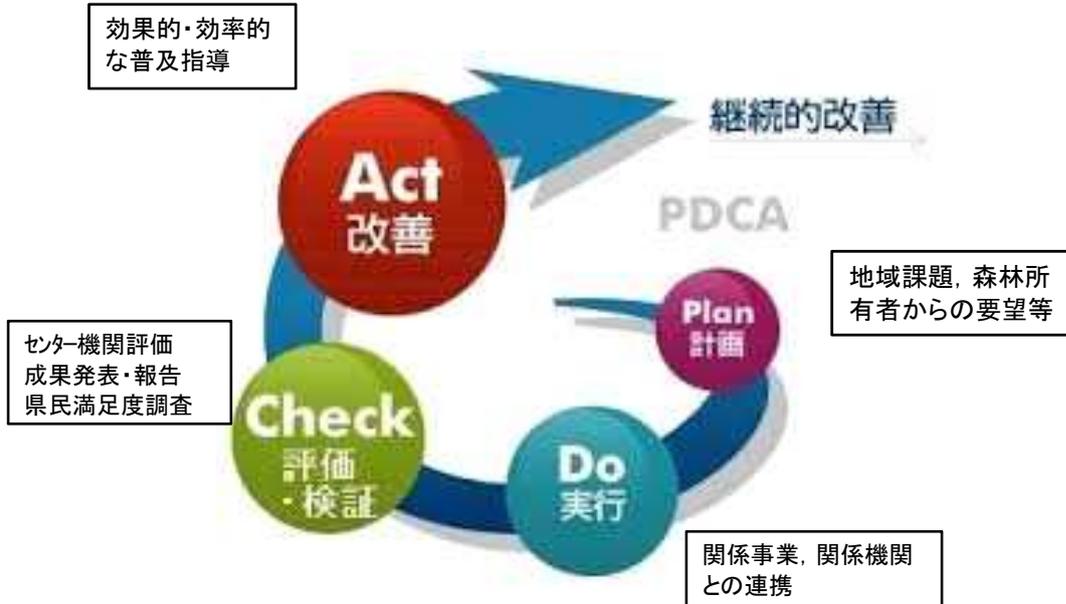


第7 その他林業普及指導事業の運営に関する事項

(1) 活動成果の検証

活動の成果や実績について適切に検証し、その検証結果や活動成果・事例の公表等を行うことにより、計画策定（Plan）から実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）に至る一連のシステムを確立し、個々の事業目標を着実に達成するとともに、ステップアップを図りながら活動方法の改善等に結びつけることで、効率的かつ効果的な林業普及指導活動の実施に資する。

【普及指導活動の検証・改善と施策への反映】



(2) 関係組織との役割分担及び連携強化

森林管理署等、流域森林・林業活性化センター、林業労働力確保支援センター、林業振興団体、農業改良普及組織など森林・林業施策の推進に関連する機関等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織と密接に連携した取組を進める。また、森林整備や林業経営等の各分野において先進的・特徴的な技術・知識を有している指導林家、林業研究グループ、民間の専門家等を普及指導協力員等として活用するほか、NPO や森林ボランティアのリーダー等との関係を強化して連携・協働を図るなど、より効率的でアピール性のある普及指導活動を進める。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例や森林・林業・木材産業についての最新の話題等は、インターネット等を活用することにより、広く一般に向けて、情報提供するとともに、林業普及指導活動の「見える化」を図る。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため、森林管理署等県以外の組織に所属する森林総合監理士と「技術的援助等チーム」やネットワークを形成し、地域の森林・林業の課題解決に向け連携して取り組む。

第8 適用及び見直し

本基本方針は平成30年度から適用することとし、森林・林業を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。